令和５年度

釜石市再生可能エネルギーゾーニング基礎調査業務

特記仕様書

令和５年４月

釜石市　産業振興部 国際港湾産業課

第１章　総則

第１条（適用範囲）

　本仕様書は、釜石市（以下「発注者」という。）が受注者に委託する令和5年度釜石市再生可能エネルギーゾーニング基礎調査業務（以下「本業務」という。）について適用する。受注者は、本業務の履行に当たっては、この仕様書のほか、関連法令等を遵守し、本特記仕様書に定めのない事項については、岩手県県土整備部「委託業務共通仕様書」によるものとする。

第２条（用語の定義）

　本特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）「管理技術者」とは、契約の履行に関し、主として指揮・監督を行う者として、受注者が定めた者をいう。

（２）「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者として、受注者が定めた者をいう。

第３条（準拠法令等）

　　本業務の受注者は本特記仕様書によるほか、次の各号に定める規定・上位計画等に準拠し実施するものとする。

　（１）地球温暖化対策計画　環境省令和３年

　（２）地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル　環境省令和４年

　（３）風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル　環境省令和２年

（４）長期低炭素ビジョン　環境省平成29年３月

（５）第６次エネルギー基本計画　経済産業省令和３年７月

（６）岩手県環境基本計画　令和３年

（７）第六次釜石市総合計画　令和３年３月

（８）釜石市環境基本条例　令和２年４月

（９）釜石市地域再エネ導入戦略　令和４年１月

　（10）釜石市地球温暖化対策実行計画実行計画（事務事業編）平成30年３月

　（11）その他関係法令及び諸規則並びに通達等

第４条（背景）

　釜石市では近年高まる気候変動リスクへの対策と脱炭素社会への移行に向けて、市内に豊富に存在するエネルギー資源を有効活用し、耐災害性や持続可能性の向上、地域内経済循環の実現を目標とし、地域のエネルギーを活力とした「豊か・便利・安心なまち かまいし」を市の将来像として定め、様々な施策を講じている。

目標達成に向けて、今後は地域資源を最大限に活用するための具体的な事業化方策の検討や、市民がより主体的に再生可能エネルギー導入を行うための意識啓発や仕組みづくりを行い、これまで市外に流出していたエネルギー代金を市内の経済循環に転換する方策が必要である。

第５条（本業務の目的）

　本業務は、釜石市における再生可能エネルギーの導入及び地域内経済循環を一層促進するために、市内の関係主体が一体となって再生可能エネルギー事業を推進するための地域共生型モデル事業の検討を行うとともに、市民や事業者へ意識調査や需要量調査を実施し、再生可能エネルギーの導入可能性が高いエリア（促進エリア）を検討するためのゾーニング事業基礎資料を整備することを目的とする。

第６条（対象地域）

　本業務の対象地域は、釜石市全域とする。

第７条（業務期間）

　本業務の期間は、契約締結日の翌日から令和６年１月31日までとする。ただし、他計画との調整など、業務実施にあたり不測の事態等が発生した場合は発注者、受注者の協議により、変更する場合がある。

第８条（調査員（監督員））

　発注者は、本業務における調査員（監督員）を定め、受注者へ通知するものとする。

２　調査職員は、契約書、特記仕様書、設計書等（以下「契約図書」という。）に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

第９条（管理技術者）

　受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとし、管理技術者は、次に掲げる事項を行うものとする。

（１）設計図書等に基づく業務の技術上の管理

（２）照査結果の確認

２　管理技術者は、過去５年間（平成30年度から令和４年度まで）に、岩手県内の市町村の再生可能エネルギーに関するゾーニング業務を元請けとして受託した実績を有する者であり、かつ、技術士（環境部門（自然環境保全））又は技術士（環境部門（環境影響評価））の有資格者であるものとする。なお、業務実績については、テクリスの業務実績データ又は契約書の写し等をもって確認を行う。

第10条（照査技術者）

　受注者は、当業務における照査技術者を定め、発注者へ通知するものとし、照査技

術者は、次に掲げる事項を行うものとする。

（１）照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めること。

（２）照査技術者は、業務の節目ごとにその結果の確認を行うとともに、成果の内容について受注者の責において照査を行うものとする。

２　照査技術者は、過去５年間（平成30年度から令和４年度まで）に、岩手県内の市町村の再生可能エネルギーに関するゾーニング業務を元請けとして受託した実績を有する者であり、かつ、技術士（環境部門（自然環境保全））又は技術士（環境部門（環境影響評価））の有資格者であるものとする。なお、業務実績については、テクリスの業務実績データ又は契約書の写し等をもって確認を行う。

第11条（主担当技術者）

　受注者は、当業務における主担当技術者を定め、発注者へ通知するものとし、主担

当技術者は、次に掲げる事項を行うものとする。

（１）発注者との連絡窓口となり本業務の主たる作業を実施すること。

（２）管理技術者の補佐

２　主担当技術者は、過去５年間（平成30年度から令和４年度まで）に、岩手県内の市町村の再生可能エネルギーに関するゾーニング業務を元請けとして受託した実績を有する者とする。なお、業務実績については、テクリスの業務実績データ又は契約書の写し等をもって確認を行う。

第12条（提出書類）

　受注者は、本業務の実施にあたり、次の各号に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。また、その内容を変更しようとするときも同様とする。

（１）業務着手時

ア　業務着手届

イ　業務計画書

ウ　業務工程表

エ　管理技術者選任通知書

オ　その他発注者の指示により提出を求められた書類

（２）業務完了時

ア　業務完了届

イ　成果品

ウ　請求書

エ　その他発注者の指示により提出を求められた書類

２　指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

第13条（打合せ等）

　本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び設計条件等の疑義を正すものとする。

２　連絡は、積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

３　業務打合せは、毎月１回程度開催するものとし、業務着手時及び完了時、業務の区切りの打合せには管理技術者が立ち会うものとする。

第14条（資料等の貸与及び照査、返却）

　発注者は、受注者に対し、本業務の実施にあたり必要な関連図書及び関係資料等で提供可能なものについて無償で貸与するものとする。

２　受注者は、責任を持って貸与された資料を管理し、本業務完了後は速やかに返却するものとする。

第15条（守秘義務）

　受注者は、本業務において知り得た内容を発注者の許可なしに第三者へ公表、譲渡、貸与等してはならない。また、個人情報保護法を遵守し、本業務で使用する各種貸与資料やデータ等に含まれる個人情報の取扱いについて十分留意すること。

第16条（完了及び検査）

　業務完了時には、成果品とともに業務完了報告書を提出して完了検査を受けるものとし、完了検査の合格をもって業務を完了するものとする。

２　受注者は、完了検査に際しては、成果品及びその他関係資料等をそろえるものとし、原則として管理技術者を立会いさせなければならない。

第17条（契約不適合責任）

　受注者は、本業務完了後に受注者の責に帰すべき理由による成果品の過失及び不良箇所が発見された場合には、速やかに修正、補足等の必要な措置を講ずるものとする。その際の費用は受注者の負担とする。

第18条（成果品の帰属）

　本業務における成果品は発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく外部に貸与又は公開してはならない。

第19条（疑義）

　受注者は、本特記仕様書及び契約約款等に記載のない事項や疑義が生じた場合には、発注者と協議して定めるものとする。

第20条（委託代金の支払い）

　本業務においては、委託代金（前払い金等の部分払いを含む）の中間払いや出来高に応じた精算は行わず、業務完了後に一括して行うものとする。

第２章　業務内容

第21条（計画準備）

受注者は業務実施に必要な人員体制、作業工程及び全体計画の立案を行い、業務計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

第22条（資料収集整理）

　　受注者は発注者から貸与を受ける資料及び関係法令より、本業務実施に当たり留意すべき点や釜石市の環境特性、再生可能エネルギーのゾーニングに当たっての課題等を整理するものとする。

第23条（地域共生型の再生可能エネルギー事業モデル検討）

　　前条にて整理したこれまでの市内における各種調査結果や上位計画等を基に、釜石市における地域共生型の再生可能エネルギー事業導入に向けて、以下の作業を実施するものとする。

（１）先進事例に関する情報収集と整理

　　　　釜石市において展開が見込まれる全国の類似事例について机上調査により情報を収集し、先進事例として複数案を取りまとめるものとする。

（２）具体的な導入メニューの検討

　　　　事業化が見込まれる具体的な再エネメニューと地域内経済循環を実現するための方策を立案し、今後のゾーニング基本エリア設定に資する情報（世帯数、発電可能量等）を整備するものとする。検討結果は第24条にて実施する意識調査結果と紐づけを行うものとする。

第24条（地域固有情報の収集調査）

釜石市内の市民及び事業者に対してアンケート方式による意識調査を行い、市内の再エネ需要量等を把握し、今後の脱炭素化方策検討の基礎資料として整備するものとする。なお、アンケート調査の対象は発注者の指定によるものとし、事業者約100社、市民約1000人とする。アンケートの回収率は５割程度を見込むものとし、これに達しない場合でも追加調査は行わないものとする。アンケート調査に必要な資材、作業の分担は以下とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資材・作業 | 区分 | 負担者 |
| 発送用封筒準備（調査実施の旨印刷含む） | 資材 | 発注者 |
| 返送用封筒準備（返送先宛名印刷含む） | 資材 | 発注者 |
| 切手（郵送費） | 資材 | 発注者 |
| 調査票の作成 | 作業 | 受注者 |
| アンケート案内文書作成 | 作業 | 受注者 |
| 文書折込・封入作業 | 作業 | 受注者 |
| 発送作業 | 作業 | 発注者 |
| アンケート集計・分析 | 作業 | 受注者 |

第25条（関係主体マッチング検討）

　　受注者は第22条及び第23条の結果等から、需要家と発電事業者のマッチングを行い、今後の実現可能性を検討するものとする。なお、マッチングに際しては改めて現地調査による双方の意向確認を行う場合があるものとする。また、受注者は具体的な事業化方策としてコーポレートＰＰＡなどの事業スキームの利用などを提案するとともに、利害関係者や関係団体、事業者等との理解醸成を図るものとする。

第26条（成果品の納品）

本業務の成果品の納品場所は、釜石市産業振興部国際港湾産業課ゼロカーボンシティ推進室とし、次に定める成果品を納品する。

ア　業務報告書（Ａ４版ファイル綴じ） 正副各１部

イ　業務資料（収集・作成した資料等）　　　　　　　　　　　　　　　　１式

ウ　報告書、業務資料、電子データ（ＤＶＤ-Ｒ）　　　　　　　　　　　　１式